

大井九条の会

大井九条の会
事務局連絡先
83-2358 二上

7月5日の定例会では

学習では6月23日の沖縄全戦没者追悼式に於ける玉城アニー知事の平和宣言を読み、感想を述べあいまし
た。高市首相の挨拶では、石破元首相や例年の挨拶に
あった沖縄の負担軽減の実現の文言が抜けているとの
指摘がありました。また式典直後の会見では沖縄・南
西諸島の軍拡を強調し
ている、危険だとの声
もありました。
その後、8月22日の
集いについて詰めめの検
討を行いました。



「罪を犯した人と向き合う」ということ

保護司の活動をしていると「危なくないの。」
と聞かれることがありますし、家族に心配され
ることもあります。2年前に起きた保護司殺害
事件を受けて心配の声が大きくなっていること
を実感しています。

再犯は実際に起こり得ます。保護司として活
動する中で、私自身も落胆し考え込んだ経験が
あります。ですから「人は必ず変わる」と言
い切ることはできません。

一方で「犯罪者」という、罪を犯した人たち
を一括りにするこの言葉に違和感を覚えること
があります。罪を犯した事実は永遠に消えるこ
とはありません。被害に遭われた方やご家族の
苦しみが軽くなることもありません。そして、
もし自分や家族が犯罪被害に遭ったかどうか
う、加害者を許せるだろうかと考えることもあ
ります。「犯罪者の人権など認めたくない」そ
う思うことがあるかもしれません。それでもな
お私は、罪を犯した人にも人権はあると考えて
いますし、そう伝えていくことが保護司の大切な役割
だと感じています。人権と
は、善良な人だけに与えら
れるものではありません。
どのような人であっても、
生まれながらに持つ権利で
す。罪を犯せば責任を負い
ます。裁判を受け、刑罰を
受けることもあります。し
かし、罪を犯したことで自
由が制限されることはあつ
ても、人間としての尊厳そ
のものまで奪われるもので

大井九条の会 平和の集い
平和への思いを語る会

朗読劇

「If I must die ガザからのメッセージ」

～絶望の中で語る希望の物語～

日時：2026年8月22日(土)

14:00 ~ 16:00

場所：大井町生涯学習センター

2階 第1・2会議室

参加費：500円（高校生以下無料）

はないと考えています。

保護司活動を通じて感じるのは、犯罪や非行を一
括りにはできないということです。同じ犯罪でも、
その背景はさまざまです。恵まれた環境で育った人
もいれば、虐待や暴力、貧困の中で育った人もいま
す。長い孤立や生きづらさを抱えながら成長した人
もいます。それらが犯罪を正当化する理由にならな
いことは言うまでもありません。しかし「何をした
か」だけではなく「なぜそこに至ったのか」を考え
る視点も、私たち、そしてこの社会には必要ではな
いでしょうか。

非行歴のある若者が公園にいただけで通報される
ことがあるという話を耳にしたことがあります。地
域の人が警戒する気持ちも理解できます。けれど同
時に「その若者はどこで過ごせばよいのだろう」と
いう思いも湧いてきます。「更生しろ」「社会に戻
れ」そう言われても、どこへ行っても過去だけで判
断される、そんな現実があります。私は、人を信じ
ることの難しさを知っています。再犯があることも
知っています。ですから、理想論を語るつもりはあ
りません。それでも「どうせまたやる」「一生変わ
らない」と決めつけてしまえば、人が立ち直る機会
まで奪ってしまうことになりかねないと思うのです。
一度の過ちだけで人生のすべてを決められてしまつ
、そんな社会であってほしくないと願わずにはいら
れません。

更生保護という言葉を知ると「自分には関係ない」
と感じる人もいるかもしれません。更生保護とは、
罪を犯した人の立ち直りを支援するためだけにある
のではなく、新たな被害者を生まないこと、誰もが
安心して暮らせる地域社会をつくること、そのため
の活動です。犯罪のない社会を願うなら、更生保護

は誰にとっても無縁ではないはずです。本
町には今年、被害者支援の条例が新たに制
定され、安心して暮らせる町づくりは一步
前進したと言えるでしょう。しかし、安心
して暮らせる地域を築くためには、被害者
を支える取組と同時に、新たな加害者を生
まない取組も欠かすことはできません。今
後その必要性について、多
くの方と一緒に考えていき
たいと願っています。

重田 有紀



日本国憲法 第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国
権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争
を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第二項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持し
ない。国の交戦権は、これを認めない。

次回定例会

・ 8月8日(土) 14時
・ そつわ会館第2会議室